

札幌市生活支援体制整備事業第2層運営業務（西区第1） 公募型企画競争提案説明書

1 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「札幌市生活支援体制整備事業第2層運営業務（西区第1）」の委託相手方を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることと目的とする。

2 業務名

札幌市生活支援体制整備事業第2層運営業務（西区第1）

3 業務の内容

業務の内容については、別紙「仕様書」のとおり。

4 履行期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日

5 予算規模

1,824,189円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

6 企画競争に係るスケジュール

(1) 参加意向申出書の提出期限	令和2年7月31日（金）
(2) 企画競争に関する質問の受付期限	令和2年8月5日（水）
(3) 申出書等、企画提案書、積算書の提出期限	令和2年8月13日（木）
(4) 事務局審査結果の通知	令和2年8月31日（月）
(5) ヒアリングの実施	令和2年9月上旬
(6) 選定結果の通知	令和2年9月中旬
(7) 契約締結	令和2年9月下旬

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～32年度札幌市競争入参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。または、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月18日付財政局理事決裁）第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。

- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市内に所在地を有する法人であること。（本店、支店、営業所等を含む。）

8 参加手続きに関する事項

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（1 部、様式 1）

イ 申出書等（正本 1 部、副本 10 部）

(a) 申出書（物品・役務共通第 2 号様式）

(b) 登記事項証明書

(c) 貸借対照表

(d) 損益計算書

(e) 納税証明書（市町村税及び消費税）

※ 平成 30～32 年度札幌市競争入参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者は提出不要

ウ 企画提案書（正本 1 部、副本 10 部）

(a) 表紙（自由様式）

(b) 企画提案書概要（様式 2）

(c) 企画提案書（自由様式）

・ 表紙の標題として「札幌市生活支援体制整備事業第 2 層運營業務（西区第 1）企画提案書」と記載すること。

・ 表紙に法人名及び代表者名を記載し、正本には代表者印を押すこと。

・ 企画提案書はページの通し番号を付すること。（表紙、目次、企画提案書概要は除く）

・ 法人等実績（類似業務の実績等）、実施体制（人員体制、従事者の経験等）、業務内容（実施方針、実施手法等）を添付又は記載すること。

エ 積算書（正本 1 部、副本 10 部、自由様式）

・ 経費の内訳を記載すること。（本業務は、消費税法施行令第 14 条の 3 第 5 項に該当するため、非課税扱いとする。）

・ 正本には代表者印を押すこと。

※ 提出書類は A 4 版・片面印刷（A 3 折り込み可）とし、ア～エを製本、押印した「正本」を 1 部、イ～エをクリップで止めた「副本」を 11 部提出すること。

- ※ 「正本」の押印において、札幌市競争入参加資格者名簿に登録されている者は、登録申請に使用した印を押すこと。
- ※ 作成にあたっては、図やイラスト、サンプル画像を掲載する等、可能な限り審査員がイメージし易いよう工夫すること。
- ※ 専門的用語等については、必要に応じて解説や用語集等を付けるなど、専門的知識が無くても理解しやすいよう記載すること。

(2) 提出書類作成にあたっての留意事項

- ア 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- イ 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、注意すること。
- ウ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は提案金額の中で実施できるものとみなす。
- エ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とする。
- オ 誤字等を除き、提出後の提出書類の内容変更、追加、訂正及び再提出は認めない。
- カ 提出書類等に虚偽があった場合は失格とする。
- キ 提出のあった提出書類等は返却しない。
- ク 提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(3) 提出方法等

ア 提出期限

- (a) 参加意向申出書 令和2年7月31日（金）17時15分必着
- (b) 申出書等、企画提案書、積算書 令和2年8月13日（木）17時15分必着

イ 提出方法

持参又は郵送とする。FAX、電子メールは不可。

ウ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階（北側）
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 担当：入江

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く。）

(4) 質問の受付及び回答

ア 提出期限

令和2年8月5日（水）17時15分 必着

イ 提出方法

質問票（様式3）に記載のうえ、FAX又は電子メールにより提出すること。
なお、電子メールの件名は「札幌市生活支援体制整備事業第2層運営業務に関する質問」とすること。

FAX 011-218-5117

電子メール kaigoyobou@city.sapporo.jp

ウ 回答方法

質問を受理した日の翌日から起算してから5日（土日・祝日を除く。）以内に、FAX又は電子メールにより回答する。

また、質問者の具体的な提案事項に密接に関わる質問を除き、質問と回答の内容は原則としてホームページで公開する。

9 ヒアリングの実施及び選定方法等

(1) ヒアリングの実施

評価に際し、札幌市高齢保健福祉部「札幌市生活支援体制整備事業第2層運營業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）によるヒアリング（プレゼンテーションを含む。以下同じ。）を実施する。

ヒアリング実施日は令和2年9月上旬を予定しているが、時間・場所等の詳細は別途連絡する。

(2) 選定方法及び評価基準

別添「契約候補者選定指針」のとおり。

10 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

評価対象者すべてに、選定結果を文書で通知する。

(2) 評価についての疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。ただし、持参により提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

提出先：上記8(3)ウに同じ

受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く。）

11 契約

(1) 契約方法

実施委員会において選定された契約候補者と札幌市との間で、企画提案内容を基に協議を行い、協議が整った場合には、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり

12 その他

(1) 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

(2) 提案書類の著作権等に関する事項

ア 提案書類の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、提案書類を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が提案書類を創作したこと及び第三者の著作権、著作人権件及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 提案書類の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された提案書類その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(3) その他留意事項

ア 期限までに参加意向申出書の提出が無かった者は、申出書等、企画提案書、積算書を提出することができない。

イ 応募多数の場合等にヒアリングの日程を変更する場合がある。

ウ ヒアリングに参加しなかった者の提案書類は評価対象外とする。

【本件に関する問い合わせ・書類の提出先】

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 担当：入江

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階（北側）

電話 011-211-2547 FAX 011-218-5117

電子メールアドレス kaigoyobou@city.sapporo.jp